

<コロナウイルス感染防止のための対応について>

コロナウイルスの感染防止を図るため、各チームにおいては、それぞれが次の事項について徹底するように努めること。

- 1 試合日においては、朝に体温を測定し、熱がある場合は、試合への参加を自粛すること。
- 2 試合日の直前に、感染者が多い地域へ出掛けたり、その地域から来た人と接触した場合は、極力試合への参加を自粛すること。
- 3 試合の時間以外は、マスクの着用を励行すること。
- 4 可能な限り、手指の消毒・洗浄に努めること。

第 19 回秋田県フットサルリーグ 2020 実施要項

- 1 主催 秋田県フットサル連盟
- 2 後援 一般社団法人秋田県サッカー協会
- 3 協賛 有限会社木場スポーツ
- 4 特別協賛 MOSH TOKYO (株式会社 PSU)
- 5 期日 令和2年6月28日(日)～令和3年3月21日(日)
なお、秋田県内でのコロナウイルスの感染拡大等、状況によりリーグ戦を中止する場合があります。
- 6 会場 県営トレーニングセンターほか
- 7 参加資格
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という。)に「フットサル1種」の種別で加盟登録した単独のチームであること。
 - (2) 秋田県内に居住又は勤務する18歳以上の社会人及び学生を主体に構成されたチームで、かつ、登録選手が8名以上いること。
 - (3) フットサルの審判資格を有する者を帯同し、参加申込書に記載していること。
 - (4) この大会(他県リーグも含む)に参加する他チームと重複登録していないこと。
 - (5) 第1項に定めるチームには、1チーム当り高校生5名及び外国籍3名までの選手を登録することができる。ただし、試合中同時にピッチでプレーできるのは、高校生の選手にあつては3名を、外国籍の選手にあつては2名を超えることはできない。
 - (6) 女性の登録を認める。
- 8 グループ分け
この大会は、チャレンジとエンジョイ(1部から4部)で構成し、参加チーム数に応じて各部の

所属チーム数を決定する。

- (1) 第 18 回大会に参加したチームの所属は、その成績によることを原則とし、チャレンジ部門は、参加資格を満たし、かつ参加を希望するチームとする。エンジョイ部門は、チャレンジ部門に参加しないチームとする。ただし、チームより降格の申し出があった場合は、その事情に応じて措置する。
- (2) 新規に参加するチームは、リーグ開始前に行う練習会の成績を参考に、その所属する部を決定する。

9 競技方法

- (1) チャレンジは、8 チームによる 1 回戦総当りのリーグ戦で行う。
- (2) エンジョイ 1 部は、10 チームによる 1 回戦総当りのリーグ戦で行う。
- (3) エンジョイ 2 部は、9 チームによる 1 回戦総当りのリーグ戦で行う。
- (4) エンジョイ 3 部は、12 チームを 6 チームの 2 組に分け、それぞれ 1 回戦総当りのリーグ戦を行い、その後順位決定戦を行う。
- (5) エンジョイ 4 部は、9 チームによる 1 回戦総当りのリーグ戦で行う。
- (6) 不戦試合のスコアは 7 対 0 とする。
- (7) リーグ戦の順位は、勝点（勝ち：3 点、引分け：1 点、負け及び不戦敗：0 点、棄権負け：△ 3 点）の多い順で決定し、勝点と同じ場合は、①当該チーム間の対戦結果 ②当該チーム間の得失点差 ③当該チーム間の総得点数 ④グループ内の総得失点差 ⑤グループ内の総得点数 ⑥抽選の順序で決定する。

10 競技規定

この要項で定めるもの以外は、JFA 制定の当該年度のフットサル競技規則及び決定事項による。

- (1) 本大会において退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できない。それ以降の処置については、一般社団法人秋田県サッカー協会規律委員会で決定する。
- (2) 本大会において警告を 2 回受けた選手は、次の 1 試合に出場できない。
- (3) 競技時間は、チャレンジが前後半 15 分（ハーフタイム 10 分）のプレイングタイムで行い、そのほかは、前後半 20 分（ハーフタイム 5 分）のランニングタイムとする。
- (4) ベンチ入りできる選手の数 は 14 名までとし、試合開始 10 分前までにメンバー表をオフィシャルへ提出すること。
- (5) 試合開始時において選手が 3 名に満たない場合は、「棄権」とする。
- (6) 競技中の飲水は「水」のみとし、ベンチ部分に限り認める。ただし、タイムアウト時については、ベンチ前タッチライン上での飲水が認められる。なお、床にこぼした場合は拭き取ること。
- (7) 前半終了後は、ベンチを交代してからインターバルを取ること。
- (8) タイムアウトを要求する場合は、所定の「タイムアウト要求カード」をオフィシャルに提示すること。

11 昇格及び降格

原則、次のとおりとする。なお、昇格の成績を取めたチームが、所属クラスに残留を希望した場合は、その回に限り、2年連続の残留は認めない。

ただし、翌年度において所属クラスを変更する場合は、この限りとしない。また、チャレンジクラスを分割する際は、当該年度の成績に基づくものとする。

部	チャレンジ	1部	2部	3部	4部
昇格（上位）	－	－	3	3	3
降格（下位）	－	3	3	3	－

12 東北リーグ入替戦への出場義務

- (1) チャレンジに所属するチームは、東北リーグ入替戦へ出場する義務を負う。
- (2) 前項の東北リーグ入替戦に出場するチームは、その大会要項に定める出場枠に応じて、当該年度の成績により決定する。
- (3) 前2項に定める規定に従わず出場しなかった場合は、エンジョイへ所属替えし、以後3年間はチャレンジへの参加を認めない。ただし、特別な事情等によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

13 表彰

成績に応じてチーム及び個人を次のとおり表彰する。ただし、申し出により下の部に降格したチームが表彰の対象となった場合は、賞状だけとする。

(1) チーム表彰

- ①各部優勝チーム … 賞状、優勝杯及び副賞
- ②各部2位チーム … 賞状及び副賞
- ③各部3位チーム … 副賞

(2) 個人表彰

- ①最優秀選手賞（各部優勝チームから各々1名）… 記念品
- ②得点王（各部1名）… 記念品

14 選手の追加登録

- (1) 追加登録する場合は、事前に選手登録を済ませた後、「選手変更届け」を提出することにより、試合に出場できる。
- (2) 移籍する場合、登録元チームは「KICKOFF」において当該選手の抹消手続きを行うとともに、「移籍承諾書」を発行しなければならない。移籍先チームは、「KICKOFF」により選手の追加登録を行ったうえで、「選手変更届け」に登録元チームが発行した「移籍承諾書」を添付して提出することにより、試合に出場することができる。
- (3) それぞれのチームが所属するクラスの全日程が終了した後の他クラスのチームへの移籍は認めない。この規定は、東北リーグに参加しているチームにも適用する。

(3) 第1項及び第2項で定める書類の提出先は、リーグ事務局又は試合会場オフィシャルとする。

15 ユニフォーム等

(1) 原則、チームは統一されたユニフォーム（シャツ/ショーツ/ストッキング）で、JFA ユニフォーム規程に反しないものを着用しなければならない。ただし、新たに参加するチームで至急に揃えることが困難な場合は、1年間に限り猶予を与える。

(2) チャレンジクラスに参加するチームは、2020年度のリーグまでにJFA ユニフォーム規程に則した正副のユニフォームを準備するよう努めなければならない。

(3) 第1項ただし書きのチームが試合をする場合は、秋田県フットサル連盟（以下「県連盟」という。）が準備しているビブスを着用すること。ショーツ、ストッキング及びすね当ては必ず着用しなければならない。

(4) シューズは、底が白色又は紺色でなければならない。また、スパイクシューズ（底がイボイボのもの）は使用できない。

16 審判及びオフィシャル

(1) 各チームは、審判及びオフィシャルを各1名ずつ選任し、リーグ事務局であらかじめ指定する試合の任に当たらなければならない。

(2) 審判及びオフィシャルは、任に当たる試合の開始30分前までに会場に到着していなければならない。

17 会場設営等

(1) 会場の設営は、第1試合のチームが行い、会場の撤収は、最終試合のチームが行う。

(2) 公式記録の提出は、最終試合のチームからリーグ事務局で指定したチームが行う。

(3) 用具の保管・運搬は、前項で公式記録を提出したチームと別のチームが行う。

18 負傷及び器物損壊の取扱い

(1) 選手の怪我等については、各チームの責任において対応すること。県連盟は一切の責任を負わない。

(2) 施設の損壊については、不可抗力による場合のみ県連盟で対応するが、これ以外は当事者の責任において対応すること。

(3) 駐車場での事項等については、当事者の責任において対応すること。県連盟は一切の責任を負わない。

19 会議

会議は、原則として年2回、リーグの開始前と終了後に行うほか、必要がある場合に、臨時に開催することができる。

20 日程等の告知

(1) 日程は、ホームページ（fa-akita.net）に掲示する。なお、変更が生じる場合もあるので、必ず試合の1週間前には最終確認をすること。

- (2) チームの都合による日程の変更は、原則認めない。ただし、試合日内の時間変更については、相手チームが了承した場合に調整に応じる。
- (3) 連絡事項については、原則として E メールにより行うほか、ホームページのトピックスに掲示する。

21 成績等の告知

成績及び得点ランキングは、ホームページに掲示する。

22 大会参加料

大会参加料は 30,000 円とし、別に指定する方法で納めること。なお、コロナウイルスの感染拡大等によりリーグ戦を中止した場合には、参加料の一部を返還する。

23 施設利用の注意

- (1) ゴミ、空缶類、タバコの吸い殻は、所定の場所に捨てるか、持ち帰ること。
- (2) 喫煙場所を厳守すること。
- (3) 体育館使用後には、必ずモップを掛けること。
- (4) その他体育館の使用規則に従うこと。

24 罰則

- (1) 試合開始の時間になっても選手が 3 名に満たない場合は、そのチームを「棄権」として、勝点を 3 点減じ、スコアは 0 対 10 で敗戦したものとする。同様の行為が 2 回目の場合は、原則チームをリーグから除名する。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。
- (2) 指定された試合の審判及びオフィシャルを行わなかった場合、あるいは試合開始時間に遅れた場合は、前項と同様に扱う。
- (3) 指定された期日に試合することができないことを、あらかじめ事務局に申し出て、対戦相手と調整が取れた場合は、「不戦敗」として、勝点を 0 点とし、スコアは 0 対 7 として処理する。
- (4) その他、選手の二重登録、未登録選手の試合への出場、無資格者の審判、故意による施設の損壊等、本大会の懲罰に関する事項については、一般社団法人秋田県サッカー協会規律委員会が決定する。

25 リーグ事務局

〒010-0022 秋田市檜山南中町 3-13-301

夏井 浩

TEL 090-6782-9155 FAX 018-896-5688

E-mail ac771244@city.akita.lg.jp